

# ひだまり山の会会則

2006年4月 制定

2006年11月2日改正

2023年1月17日改正

## 第1条（名称）

本会は、「ひだまり山の会」と称する。

## 第2条（所在地と事務局）

本会の所在地と事務局は、ひだまり山荘飯能店内に置く。

## 第3条（目的）

山歩きを通して、会員相互の交流と親睦を深め、健康増進を図り、人生をエンジョイすることを目的とする。

## 第4条（会員）

本会の趣旨と会則に賛同し、会長の承認を得たものは会員となることができる。

## 第5条（入会）

本会に入会するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金3,800円及び年会費300円を添えて会長の承認を得るものとする。紹介者のいない者は、会の山行に体験参加して役員の承認を得ること。

## 第6条（退会）

退会を希望する者は、文書をもって会長に提出する。ただし次の各号のいずれかの場合は、会長は、自動的に退会の措置をとることができる。

- （1）年会費を1年以上滞納したもの
- （2）会則に違反し、会員としてふさわしくない行動があったとき
- （3）年間を通じて、山行参加実績のないもの。ただし身体等の不調及び会長の認める場合は、この限りではない。

## 第7条（年会費）

通信費、書類作成等に用いるため年会費を徴収する。年会費の会計年度は、1月1日から12月3

1日までとし、新年度分を前納するものとする。途中退会の場合においても年会費は返還しない。

#### 第8条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長、事務局長，幹事若干名。

会長は、会の最高責任者であるとともに機能運営の充実を心掛ける。

事務局長は、本会の会務全般の管理をおこなう。

幹事は、プラス山行のリーダーを担うものとする。

役員会は、会員から提起される事項を討議するとともに山行計画報告などを出し合う。

役員の任期は、1月1日から翌年の12月31日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第9条（役員選出）

役員会で次期役員候補案を作成し、総会の承認を得る。

#### 第10条（総会）

総会は年1回とし会長が招集する。

#### 第11条（山行）

山行は、会山行とプラス山行をそれぞれ年10回程度とする。

会山行は、年間計画に基づき、プラス山行は、日帰り、現地集合・解散を基本として実施する。

#### 第12条（事故）

山行中の事故、怪我については、参加者の個人責任とする。

#### 第13条（山岳保険）

当会山行に参加する者は、遭難捜索救助費用が補填される山岳保険に加入していることを推奨する。

#### 第14条（山行の中止）

天候、交通等の事情により、役員会は、山行を中止することができる。

#### 第15条（会山行の取消費用）

1. 前条の中止により取消料が発生した場合は、参加申込者で均等の負担とする。
2. 参加申込の者のうち参加を中止した場合は、2000円の負担を要求することができる。

#### 第16条（その他）

上記以外については内規によることとし、会則・内規以外のことは役員会で決定する。